

2024年1月吉日

調布市 健康福祉部  
障害福祉課 御中

調布市聴覚障害者協会  
会長 井村 茂樹

調布市における「手話言語条例」および「意思疎通支援条例」の制定に  
関する取組みについて

平素は聴覚障害者の福祉向上のために格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、「調布市手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例検討委員会」検討委員会では、格別のご高配を賜りまして、深く感謝申し上げます。

標記の件、次回の1月30日の委員会に向けて、各団体へご意見等お伺いがありましたが、  
当会として、手話言語条例、意思疎通支援条例などについて別紙の通り、提案いたしたく存じ  
ます。

是非ご高配を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

(本件に関するお問い合わせ先)

・調布市聴覚障害者協会 井村茂樹

E-mail : ■■■■■■■■■■■■■■■■■■

FAX : ■■■■■■■■■■■■■■■■

※耳が聞こえませんので、ご連絡等の際はお手数をおかけいたしますが、  
E-mail、もしくはFAXでお願いいたします。

## 【手話言語条例】

条文の項目については、市からのご提案内容には基本的に賛同いたします。  
具体的な内容について、当会から以下提案いたします。

■前文について、以下の通り修正を希望いたします。

「手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する独自の文化及び文法を持つ一つの言語です。

一方で、我が国では、過去に手話を使用することへの制限や差別が存在した歴史があり、現在もなお、手話が言語であることに対する理解は十分であるとは言えません。

私たちは、手話を自らの言語として使用する人だけでなく、社会において広く理解されることにより、手話を使用する人の権利が尊重され、安心して生活することができる環境を整えることを通じて、共生社会の更なる充実を目指し、この条例を制定します。」

→

「手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する独自の文化及び文法を持つ一つの言語であり、手話を使用する者が知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産です。

一方で、我が国では、過去に手話を使用することへの制限や差別が存在した歴史があり、現在もなお、手話が言語であることに対する理解は十分であるとは言えません。

こうした認識の下、手話を使用する様々な世代の人々が、個々の特性に応じて言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い、手話を継承していくことが必要です。

私たちは、手話を自らの言語として使用する人だけでなく、手話が社会において広く理解されることにより、手話を使用する人の権利が尊重され、安心して生活することができる環境を整えることを通じて、共生社会の更なる充実を目指し、この条例を制定します。」

※手話言語の5つの権利、すなわち「手話を獲得する」「手話を学ぶ」「手話で学ぶ」

「手話を使う」「手話の保存」について言及し守られるという内容を追記して下さい。

※東京都、世田谷区手話言語条例（案）を参考にしました。

■第2条「定義」について、以下の通り修正を希望いたします。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 手話 日本手話及び日本語対应手話をいう。

→ (1) 手話 手指の形や顔の動き、表情を使って表す独自の文法を持つ視覚言語

※当初の案、「日本手話」「日本語対应手話」については、手話の分類について定まった定義が

なく、またろう者の中にも色々な考え方があるため、本条例では載せずに、単に手話についての定義に留めたいと考えています。

(3) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

→ (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

※「行う者」となると、この「者」の具体的な範囲が曖昧になるため、個人、法人、団体とある程度具体的にすることで事業者の範囲をより明確にしてください。

(合理的配慮が義務化される事業者の範囲と整合をとる形がいいかと思われます。)

■第4条「市の責務」について、以下の通り修正を希望いたします。

第4条 市は、国、東京都、市民、事業者その他の関係団体と連携を図り、手話の理解促進及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

第4条 市は、国、東京都、市民、事業者その他の関係団体と連携を図り、手話の理解促進及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2. 市は、手話を使用する者が、手話を通じて市政に関する情報を取得し、及びその意見を表明することができるよう、必要な施策を推進するものとする。

※東京都、世田谷区手話言語条例（案）を参考にしました。

※手話を使用する者（ろう者、難聴者、中途失聴者等）が手話を通して、調布市の様々な取り組み内容を理解し、調布市の共生社会づくりに参加できるようにしたく、一文を追記して下さい。

■第5条「市民の役割」について、以下の通り修正、追加を希望いたします。

第5条 市民は、手話に関する理解を深めるとともに、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

→ 第5条 市民は、手話に関する理解を深めるとともに、市が実施する手話に関する施策に協力し、共生社会の充実に寄与するよう努めるものとする。

※市民の役割として、単に市が実施する手話に関する施策に協力するだけでなく、協力することが共生社会の充実につながるといことが分かるようにしたいと思います。

■第6条「事業者の役割」について、以下の通り修正、追加を希望いたします。

第6条 事業者は、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるとともに、手話を使用する者が暮らしやすい環境の整備に努めるものとする。

→ 第6条 事業者は、手話に関する理解を深め、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるとともに、手話を使用する者にとって暮らしやすい環境を整備することで共生社会の充実に寄与するよう努めるものとする。

※事業者も市民と同様の役割を担うだけでなく、手話を使用する者にとって暮らしやすい環境を整備することが共生社会の充実につながるといことが分かるようにしたいと思います。(当初の案では、「～手話を使用する者が暮らしやすい環境の整備に努めるものとする」とありましたが、主語が「手話を使用する者」とも読み取れてしまうため、「事業者」であると分かるようにしたく、「手話を使用する者にとって～」と修正をお願いしたいと思います。)

※第7条（施策の推進）、第8条（財政上の措置）については、現時点では特に、修正、追加意見はありません。

## 【意思疎通支援条例】

条文の項目については、市からのご提案内容には基本的に賛同いたします。  
具体的な内容について、当会から以下提案いたします。

(2回目検討委員会の参考資料にも記載しています)

■前文、目的、もしくは基本理念等に関するところで、以下内容を反映させてください。

(2回目検討委員会の参考資料にも記載しています)

### (1) 調布市としてどのような共生社会をつかっていきたいのか、ある程度イメージ できるような内容

※「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」

「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」

と調布市で制定されたキャッチフレーズがあるが、それをうまく盛り込んで、  
意思疎通支援がなされることで、障がい者の社会参加が促進され、共生社会を築いて  
いくことができるような内容

※手話言語条例にも盛り込んでも良いと思います。

### (2) 意思疎通支援に取り組むことが「パラハートちょうふ」にもつながるような内容

(パラハートちょうふ：

市内外の多くの方々がさまざまな障害に対する理解を深め、一人ひとりが寄り添う心を持ち、  
手を取り合って暮らせる共生社会を充実させたい」という思いを込めて、市が掲げるキャッチフ  
ーズ)

■第2条「定義」について、以下の通り修正を希望いたします。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによ  
る。

(3) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

→ (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

※「行う者」となると、この「者」の具体的な範囲が曖昧になるため、個人、法人、団体とあ  
る程度具体的にすることで事業者の範囲をより明確にしてください。

(合理的配慮が義務化される事業者の範囲と整合をとる形がいいかと思われます。)

(上記内容は、「手話言語条例」と同じになります)

■第4条「市の責務」について、以下の通り修正を希望いたします。

第4条 市は、国、東京都、市民、事業者その他の関係団体と連携を図り、障害の特性に応じ

た多様な意思疎通手段の理解促進及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

第4条 市は、国、東京都、市民、事業者その他の関係団体と連携を図り、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の理解促進及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2. 市は、障害者が、その特性に応じて多様な意思疎通手段を活用することにより、市政に関する情報を取得し、及びその意見を表明することができるよう、必要な施策を推進するものとする。

※障害者が特性に応じた意思疎通手段を活用することで調布市の様々な取組み内容を理解し、調布市の共生社会づくりに参加できるようにしたく、一文を追記して下さい。  
(上記内容は、「手話言語条例」と同じになります)

■第5条「市民の役割」について、以下の通り修正、追加を希望いたします。

第5条 市民は、障害の特性に応じた多様な意思疎通支援手段に関する理解を深めるとともに、市が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

→ 第5条 市民は、障害の特性に応じた多様な意思疎通支援手段に関する理解を深めるとともに、市が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力し、共生社会の充実に寄与するよう努めるものとする。

※市民の役割として、単に市が実施する手話に関する施策に協力するだけでなく、協力することが共生社会の充実につながるといことが分かるようにしたいと思います。  
(上記内容は、「手話言語条例」と同じになります)

■第6条「事業者の役割」について、以下の通り修正、追加を希望いたします。

第6条 事業者は、市が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を必要とする者が暮らしやすい環境の整備に努めるものとする。

→ 第6条 事業者は、多様な意思疎通支援手段に関する理解を深め、市が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を必要とする者にとって暮らしやすい環境を整備することで共生社会の充実に寄与するよう努めるものとする。

※事業者も市民と同様の役割を担うだけでなく、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を必

要とする者にとって暮らしやすい環境を整備することが共生社会の充実につながるということが分かるようにしたいと思います。  
(上記内容は、「手話言語条例」と同じになります)